

平成27年3月24日

適格消費者団体

特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク

理事長 高島 英弘 殿

株式会社 KCN 京都

差止請求兼申入書に対するご回答

先般、2015年3月12日付の貴団体からの「差止請求兼申入書」について、以下のとおり、回答いたします。

記

第2 「請求の要旨」及び第3 「紛争の要点」に関する回答

1 弊社のKブロードインターネットサービス契約では、インターネット約款第46条の2第2項で2年の最低利用期間を定め、同第3項は、最低利用期間内に契約の解除又は品目の変更があった場合には、契約者に残余期間分の利用料金をお支払い頂くことと定めておりますが、同第3項の規定は次のとおり消費者契約法に違反するものではないと考えております。

2 貴見は、弊社サービスにおける解約料条項が、解約時に被る「平均的な損害」を超える違約金等を徴収するものであるとしていますが、この点は事実と異なります。

契約者が弊社と契約を締結し、弊社サービスを受けるに際しては、引込工事、宅内工事費がかかります。具体的には、線路設計費（引き込み線についてどのように宅内まで引き込むかの調整）、申請調査費（電柱利用のための電柱所有者への申請）、ミニクローラー（引込端子）設置工事費、引込宅内工事費、機器費（モデム、ルーター等）の費用が発生いたします。

これらの工事費は、実際にはキャンペーン等が適用されるため、契約者にお支払いいただいておりません（なお、特殊工事を行う場合には別途契約者より当該特殊工事費を請求することがあります）。

また、これに加えて、間接費（工事の管理・監督等、加入申込審査等）が発生いたしますが、この点についても、契約者には請求しておりません。

また、解約時についても、引込設備および宅内機器（弊社財産）の撤去にかかる費用が発生します。撤去費用の一部については契約者にご負担いただいておりますが、弊社の負担部分もあり、さらに、解約に伴う間接費が発生いたします。

弊社では一定期間サービスを継続してご利用頂くことを前提にサービス利用料等を設定しており、最低利用期間内に解約された場合には、上記の様な様々な項目につき損害として生じることとなります。弊社内部の計算によれば、現在の弊社の利用料金の最も高い光1ギガのサービスで生じうる残余期間24ヶ月の場合の利用金額相当額11万5200円をお支払い頂いたとしても損害は填補されません。

貴見は、インターネットサービス契約の解約によって、サービス提供義務を免れ、解約後の費用についても支出を免れるものがあることは明らかであるとしていますが、上記のとおり、工事費等により既に残余期間相当の利用金額を超える損害が発生しているため、平均的な損害を超えるものではありません。

さらに、貴見は、弊社の解約料条項は、解約を一切認めないと同様の効果を持たせるものであると指摘していますが、弊社のインターネットサービス契約の締結により契約者は、工事費等を負担することなくサービスを享受することができる所以あり、消費者の利益に合致するものです。また、残余期間相当の利用金額の支払いがあり得ることを了承した上で弊社のインターネットサービスを締結いただいておりますので、信義に反するものではありません。また、短期にインターネットサービス契約を解除された契約者の残余期間の利用料金から弊社の損害を填補できないとすれば、長期にわたってご利用頂いている契約者にその費用を負担して頂くことになり、ご契約者間の費用負担につきかえって不公平となります。

したがって、解約料条項は信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項とは言えないと考えます。

第5 「申入」に対する回答

上記のとおり、上記解約料条項は、消費者契約法に違反するものではないと考えておりますので、弊社での対応は予定しておりません。

以上